

名両分会「掲示物不当撤去」行政訴訟勝利判決にあたって

10月15日、東京地方裁判所、民事36部は、原告、JR東海会社が中央労働委員会での組合側救済勝利命令を不服として争っていた事件、行政訴訟、平成20年(行ウ)第657号で、東海旅客鉄道(不当労働行為救済命令一部取消請求事件)不当労働行為事件について、組合側の主張を認め「棄却」の判決を言い渡した。

私たちは、ここに本裁判の完全勝利を高らかに宣言する。

本件は、名古屋車両所分会が、「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに組合掲示物の撤去は、不当労働行為である」として、平成17年5月22日から同年9月12日までに撤去された9点について平成18年2月21日、愛知県労働委員会に救済を申し立てたものである。平成22年2月10日9点中9点の完全勝利命令を愛知県労働委員会は下した。しかしJR東海会社は、愛知県労働委員会の命令を不服として、中央労働委員会に申し立てを行った。そして中央労働委員会は、会社による組合掲示物の撤去は「労働組合法7条第3号に該当する」不当労働行為であるとして、平成22年10月28日に9点中7点の組合掲示物の撤去に関して、組合側の主張を認め、「労働組合法7条第3号に該当する不当労働行為である。」と認定した。そして本日、東京地方裁判所において、引き続き組合側の主張が認められ、会社側の請求を棄却する組合側の完全勝利の判決が下された。

会社は、この決定を真摯に受け止め、控訴を断念し、直ちにJR東海労中央本部、新幹線関西地方本部、名古屋車両所分会に対して誠実に謝罪せよ。

だが、現実には会社は、これまでに下された判決を全く無視し、姑息にも組合掲示物の不当撤去を繰り返している。それは、2010年10月、2012年8月に掲出したボーナスカットの理由を記載した掲示物を一方的に不当撤去した事実が示す通り、まさに司法の判断に対する敵対する行為であるといえる。

反省するどころか、労働委員会や裁判所、さらに最高裁判所の判断をも無視し、会社にとっての都合の悪いことや真実を他労組の組合員に見させないために、組合掲示物を撤去という不当労働行為を繰り返していることを断じて許すことはできない。

リニア建設の実現のために「命令と服従」「規律と忠誠心」の労務管理をより一層強め、コスト削減、労働の質の強化など、私たち労働者へのしわ寄せを、さらに強めることは火を見るよりも明らかである。

私たちは、繰り返される会社による不当労働行為に対して闘っていく。さらに、JR総連の仲間と連帯して、平和と人権を守る闘い、一切の組織破壊攻撃を許さず組織を守るために、すべての労働者に勇気と自信を与える闘いを組織一丸となって展開していくことを明らかにする。

2012年 10月15日

JR東海労働組合中央本部・新幹線関西地方部・名古屋車両所分会